

## ■議案第89号 四万十町税条例の一部を改正する条例について

### 【要旨】

地方税法の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第161号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)が平成27年3月31日に公布され、平成28年1月1日以降に施行される事項及び、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)が平成28年1月1日施行されることに伴い、必要な四万十町税条例の一部改正を行う。

### 【主な条例改正内容】

#### 1. 改正の概要

- (1) 紙巻きたばこ「3級品」に係る特例措置廃止に伴う税率の段階的な引き上げ  
(平成28年4月1日 施行)
- (2) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」  
(以下、マイナンバー法)に伴うもの  
(平成28年1月1日施行)
  - 税条例に規定する申請書等に「個人番号又は法人番号」の記載を設ける
- (3) その他  
(平成28年4月1日 施行)
  - ① 個人町民税(普通徴収)、固定資産税の第1期納期開始を月始めとする。
    - 住民税 6月16日から → 6月1日から
    - 固定資産税 5月16日から → 5月1日から
  - ② その他(参照法令の変更等に伴うもの)

#### 2. 改正の内容

- (1) 紙巻きたばこ「3級品」に係る特例措置廃止に伴う税率の段階的な引き上げ  
【改正条例附則第5条関係】

3級品とされる紙巻たばこ(「エコー」や「わかば」などの国産6銘柄)については、通常の紙巻たばこに係る国・地方のたばこ税より税率を低くする特例措置が講じられていたが、この措置が平成27年度末に廃止される。これに伴う激変緩和措置として町たばこ税では、次の段階的な税率引き上げを行う。

#### ●「紙巻たばこ3級品」の町たばこ税

|       | 時期        | 税率        | 通常の町たばこ税          |
|-------|-----------|-----------|-------------------|
| 第1段階  | 平成28年4月1日 | 2,925円/千本 | 5,262円/千本<br>(参考) |
| 〃 2 〃 | 平成29年4月1日 | 3,355円/千本 |                   |
| 〃 3 〃 | 平成30年4月1日 | 4,000円/千本 |                   |
| 〃 4 〃 | 平成31年4月1日 | 5,262円/千本 |                   |

施行日：平成28年4月1日

(2) マイナンバー法に伴う申請書等への個人ナンバー記載 【第2条他】

マイナンバー法が平成28年1月から施行されることに伴い、税条例に規定する次の申請書等に個人や法人を特定する個人番号・法人番号を記載する。

| 関係条      | 内容                                      | 記載項目                 |
|----------|-----------------------------------------|----------------------|
| 36条の2    | 新たに納税義務者となった法人の申告                       | 申告する項目に法人番号を追加       |
| 51条      | 町民税の減免申請                                | 申請項目に個人番号・法人番号を追加    |
| 63条の2    | 施行規則第15条の3第2項による補正方法の申出                 | 申出項目に個人番号・法人番号を追加    |
| 63条の3    | 固定資産税額のあん分申出                            | 申出項目に個人番号・法人番号を追加    |
| 71条      | 固定資産税の減免申請                              | 申請項目に個人番号・法人番号を追加    |
| 74条      | 住宅用地の申告                                 | 申告項目に個人番号・法人番号を追加    |
| 74条の2    | 被災住宅用地の申告                               | 申告項目に個人番号・法人番号を追加    |
| 89、90条   | 軽自動車税の減免申請                              | 申請項目に個人番号・法人番号を追加    |
| 139条     | 特別土地保有税の減免                              | 申請項目に個人番号・法人番号を追加    |
| 147条     | 入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告                      | 申告項目に個人番号・法人番号を追加    |
| 附則第10条の2 | 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) | 申告項目に個人番号・法人番号を追加    |
| 附則第22条   | 東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等    | 申告・申出項目に個人番号・法人番号を追加 |

施行日：平成28年1月1日

(3) その他 (施行日：平成28年4月1日)

①個人町民税(普通徴収)、固定資産税の第1期納期開始を月始め以降にする。

| 区分  | 納期                                              |                                                  |
|-----|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 期別  | 個人町民税(普通徴収)                                     | 固定資産税                                            |
| 第1期 | (前) 6月16日から 6月30日<br>(後)    "  1日   "         " | (前) 5月16日 から 5月31日<br>(後)    "  1日   "         " |
| 第2期 | 8月 1日 から 8月31日                                  | 7月 1日 から 7月31日                                   |
| 第3期 | 10月 1日 から 10月31日                                | 9月 1日 から 9月30日                                   |
| 第4期 | 12月 1日 から 12月25日                                | 11月 1日 から 11月30日                                 |

(理由)

上記2税は、第1期開始が16日と設定されているため以下の問題が発生しているが、納期開始を1日以降に設定することで改善される。

| 問題点                                                       | 改善                                          |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 第1期の納期限が2週間ほどしかない。                                        | 16日以前に納付書が送付できるため、納付期間を長く設定できる。             |
| コンビニ納付により24時間納付が可能となった。16日以前は納付できないよう配達日の調整が必要(休日が重なる場合)。 | 納期開始以降に納付書発送すれば、郵送された日から納付が可能(郵便局や休日の調整が不要) |
| 新年度の所得等の証明が納税開始の6月16日以降となる。奨学金など学校等へ提出する書類が遅れている          | 6月上旬には、証明書発行が可能となる。                         |

②その他(参照法令の変更等に伴うもの)

| 関係条     | 対応法令       | 記載項目                                                                |
|---------|------------|---------------------------------------------------------------------|
| 23条の2   | 法294条      | 法人町民税における恒久的施設に係る規定を法人事業税と同様の形式とする。                                 |
| 33条     | 法313条      | 所得税の国外転出時課税創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において当該譲渡所得については、所得税法の計算によらないものとする。 |
| 36条の3の3 | 法317条の3の3  | 法律改正による参照項変更                                                        |
| 90条第2項  | —          | 常時介護する者の身障者減免条件を緩和<br>介護対象<br>前：身体障害者等(身体障害者等のみで構成)<br>後：身体障害者等     |
| 附則4条    | 法附則第3条の2の2 | 法律改正による参照項変更                                                        |

法：地方税法